［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
六　［略］
2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。
3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
4　［略］
（変更の認可の申請）
第五条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　略］
四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表
五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六　［略］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類
［号を削る。］
3　［略］
（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）
第六条　法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　変更に係る特定廃棄物管理施設の概要
三　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
四　変更の内容
五　変更の理由
2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

ハ　保安活動の実施
ニ　保安活動の評価
ホ　保安活動の改善
五　［同上］
2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。
3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
4　［同上］
（変更の認可の申請）
第五条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
［一～三　同上］
［号を加える。］
四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等
五　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
［号を加える。］
一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
3　［同上］
（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）
第六条　法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。